

平成 27 年 8 月 18 日

## 「活火山噴火対策 P T」 中間報告

御嶽山噴火に伴う多数の死傷者発生等を受け、活火山対策特別措置法が今国会で成立した。国内の火山活動が活発化するなか、口永良部島では避難者の帰島のめどが立たず、箱根においては噴火警戒レベル引上げに伴う指定区域内外の住民生活及び地域経済への影響拡大が続いている。また、桜島においても一部の区域について避難準備勧告が出された。

御嶽山の教訓を受け火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した特措法の主旨も踏まえつつ、以下緊急対策を至急講じ、中長期的対策の検討を急ぐべきである。

### 1. 当面する課題への緊急対策

#### ① 避難者、市町村等に対する迅速な情報提供

国民の生命と財産をより確実に守り、風評被害を防ぐ観点からも、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ、住民や一般の方々にも分かりやすく発信する必要がある。そのため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関等にその旨を確実に伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表又は更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにすること。また、災害発生後においては、情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。

#### ② 経済的損失に対する支援策

特措法改正により事前防災の強化を推進する一方、保守的な予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等が被る経済損失拡大への考慮はなされていない。既存法による金融支援（セーフティーネット貸付等）や雇用支援（雇用調整助成金等）のみでの対応では支援制度として不十分であり、風評によって長期的な打撃を被る観光関連産業等については根本的な支援策がないのが現状である。

唯一、確度高く災害発生を予測しうる火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、警戒区域の設定等、国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償を行う対策を早急に講じ、より高度な火山防災を推進すること。

### ③ 市町村に対する支援策

活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法をはじめ、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関する様々な法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわたっているため、市町村の業務が煩雑になり対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関連法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援の在り方などがすぐに把握できるような、一元化したマニュアルを作成すること。

## 2. 中長期的な課題への対策

### ① 活火山観測・監視体制の一元化

活火山噴火に対する対策強化のため、火山観測・監視体制の充実が必要である。我が国においては、気象庁が火山監視・噴火予知の責任機関だが、火山観測を行っている機関の集合体である「火山噴火予知連絡会」は気象庁長官の私的諮問機関に過ぎない。

今後、地震調査研究推進本部のような特別機関を設置し、総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の予算等の事務の調整、総合的な調査観測計画の策定、関係行政機関、大学等の調査結果等の収集・整理・分析及び総合的な評価、上記の評価に基づく広報等を一元化して行うこと。

### ② 活火山観測・監視体制の強化

その他、活火山観測・監視体制を強化する具体的な方策として

- ・火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成、そのための具体的な方策及び評価プロセスの構築。
  - ・活火山周辺に位置する気象台における火山監視体制及び観測網の充実と、観測装置・データの品質の検証と向上、そのための技術開発。
  - ・異常発生時において、速やかに現地観測・調査を実施し、適切かつ迅速に火山情報を発表するための体制の構築。
- を行うこと。

## 3. その他、特記事項

### ① 救助・救出体制の強化

広域に被害を及ぼすような噴火被害が発生した場合に備え、火山防災協議

会（活動火山対策特別措置法で都道府県・市町村に設置が義務付けられている）において、火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備を早急に進めるとともに、警察、消防あるいは自衛隊等も含めた救出救助体制の充実強化を図ること。

② いわゆる社会的弱者の方々に対する対策

火山防災協議会において警戒避難体制等の計画を策定する際には、特に、高齢者、病院入院・通院患者、小中学校、幼稚園、保育園、障がい者施設、児童養護施設等の方々の避難計画、避難先等について万全の計画を立てること。また、そのために国も十分な支援を行うこと。

以上